令和5年8月22日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年8月22日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社エム・ビー（法人番号：6030001001170）　代表者　森田　康士
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県さいたま市南区曲本5-2-17 （本社営業所）埼玉県さいたま市南区曲本5-2-17
（４）行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
（６）違反行為の概要	令和5年5月31日及び令和5年6月19日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　2点 当該事業者の累積点数　2点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年8月22日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年8月22日
（２）事業者の氏名又は名称	大和観光バス有限会社（法人番号：6030002097893）　代表者　大澤　和晃
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2960-1 （本社営業所）　埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字森下2961-1
（４）行政処分等の内容	処分日車数5日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
（６）違反行為の概要	令和5年6月13日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(2)報告義務違反(運送法第94条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　1点 当該事業者の累積点数　1点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)